

第 7 期安城市障害福祉計画及び第 3 期安城市障害児福祉計画の策定方針について

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス、障害者相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、成果目標及びサービスの見込量とその確保策を定める計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項等を定める計画です。

いずれも、厚生労働省告示である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」）」に即して作成することと規定されています。現行の第 6 期安城市障害福祉計画及び第 2 期安城市障害児福祉計画は、令和 2 年 5 月 19 日に公布された基本指針に基づいて策定しました。

令和 5 年 3 月に新たな基本指針の施行が予定されており、第 7 期安城市障害福祉計画及び第 3 期安城市障害児福祉計画は新たな基本指針に基づいて作成することになります。

1 計画期間

第 7 期安城市障害福祉計画及び第 3 期安城市障害児福祉計画の計画期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間です。

今回の改定

		和暦（年度）					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
安城市 障害者 福祉計画	安城市障害福祉計画	第 6 期安城市 障害福祉計画			第 7 期安城市 障害福祉計画		
	安城市障害児福祉計画	第 2 期安城市 障害児福祉計画			第 3 期安城市 障害児福祉計画		
	安城市障害者計画	第 5 次安城市障害者計画					

2 現行の基本指針の基本的理念

- (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害のある人の社会参加を支える取組

3 計画策定までのスケジュール案

日程	会議名	内容
令和4年10月27日	策定委員会	計画策定方針、工程表及びアンケート案の説明
令和4年12月		アンケート実施
令和5年1月31日	関係団体等懇話会	ヒアリング実施
令和5年3月23日	策定委員会	アンケート結果について説明
令和5年6月	策定委員会	現計画の進捗報告 計画の骨子の説明
令和5年8～9月	関係団体等懇話会	本計画案概要の説明・意見聴取
	とうじしゃグループ	本計画案概要の説明・意見聴取
	共生のまち部会	本計画案概要の説明・意見聴取
令和5年10月	策定委員会	本計画案の説明
令和5年11月～12月		パブリックコメント
令和6年1月	策定委員会	パブリックコメント結果報告 本計画の答申
令和6年2月～3月		計画書の印刷製本、納品